

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第20号

令和7年10月26日執行の川崎市長選挙及びこれと同時に行う川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条第1号の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以降に延期します。

令和7年9月19日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 中 村 勇 一

登録の移替えを停止する期間

令和7年9月22日から令和7年10月26日まで

ただし、川崎市長選挙の選挙時登録又は川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙の選挙時登録において新たに選挙人名簿に登録される者と同じ世帯の選挙人の登録の移替えを停止する期間については、令和7年10月11日から令和7年10月26日までとし、公職選挙法第30条の5第4項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転の申請をするときに選挙人名簿の登録の移替えが必要となる者については、登録の移替えの停止を行わない。